

特別養護老人ホーム めくもりの里島立 利用単位表①

(ユニット型指定介護老人福祉サービス) **2割負担の方**

令和6年8月1日改訂

※1単位=10.14円での計算になります。端数が出るため、日数によって料金が変わります。合計額は加算単位が含まれていない目安となりますのでご承知おき下さい。

<利用者負担第1段階> (生活保護受給者の方・老齢福祉年金受給者の方)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	670 単位/日	300 円/日	880 円/日	78,702 円
要介護2	740 単位/日			83,103 円
要介護3	815 単位/日			87,818 円
要介護4	886 単位/日			92,281 円
要介護5	955 単位/日			96,619 円

<利用者負担第2段階> (住民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入の合計が80万円以下+預貯金などの資産が単身:650万以下 夫婦:1650万以下)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	670 単位/日	390 円/日	880 円/日	81,492 円
要介護2	740 単位/日			85,893 円
要介護3	815 単位/日			90,608 円
要介護4	886 単位/日			95,071 円
要介護5	955 単位/日			99,409 円

<利用者負担第3段階①> (住民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入の合計が80万円以上120万以下+預貯金などの資産が単身:550万以下 夫婦:1550万以下)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	670 単位/日	650 円/日	1,370 円/日	104,742 円
要介護2	740 単位/日			109,143 円
要介護3	815 単位/日			113,858 円
要介護4	886 単位/日			118,321 円
要介護5	955 単位/日			122,659 円

<利用者負担第3段階②> (住民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入の合計が120万円以上+預貯金などの資産が単身:500万以下 夫婦:1500万以下)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	670 単位/日	1,360 円/日	1,370 円/日	126,752 円
要介護2	740 単位/日			131,153 円
要介護3	815 単位/日			135,868 円
要介護4	886 単位/日			140,331 円
要介護5	955 単位/日			144,669 円

<利用者負担第4段階> (上記以外の方)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	670 単位/日	1,730 円/日	2,066 円/日	159,798 円
要介護2	740 単位/日			164,199 円
要介護3	815 単位/日			168,914 円
要介護4	886 単位/日			173,377 円
要介護5	955 単位/日			177,715 円

※その他必要に応じて自己負担していただくもの

- 医療費 特別な食事 電気製品持込料金 日常生活用品費等 理美容代
教養、娯楽費 個人通信費 クリーニング代 コピー代

特別養護老人ホーム めくもりの里島立

加算単位表②

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	以下のいずれかに該当 ①介護福祉士が80%以上配置 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護福祉士が60%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	以下のいずれかに該当 ①介護福祉士が50%以上配置 ②常勤職員75%以上配置 ③勤続7年以上の者30%以上
看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	常勤看護師1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日	看護職員の配置が25:1以上
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18単位/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員が最低基準を1以上上回っている
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位/日	個別機能訓練計画の作成と実施
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚労省と連携共有し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために活用することで算定
初期加算	30単位/日	入所30日を限度
外泊時費用	246単位/日	病院への入院を要した場合、及び居宅における外泊を認めた場合、一月に6日を限度とする。
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	管理栄養士を通常の配置数より多く配置することと栄養状態の情報を厚労省と連携共有することで算定
療養食加算	6単位/回	医師の発行する食事箋に基づいて提供。 例) 糖尿病食・心臓病食
経口移行加算	28単位/日	原則180日限度
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	医師の指示に基づいて関係職員が協働して食事の観察等を行い、経口維持計画の策定及び実施をしている場合であって医師の発行する食事箋に基づき栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月	(Ⅰ)に協力歯科医等が加わった場合
褥瘡マネジメント加算	10単位/月	褥瘡リスクの評価・褥瘡予防ケア計画の作成・管理(3カ月に1回を限度)
日常生活継続支援加算	46単位/日	要介護4～5の入所者が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上又はたんの吸引等が必要な入所者が15%以上介護福祉士の配置が6:1以上
看取り介護加算(Ⅰ)		入所者・家族の同意を得た計画に基づき施設における一連の看取り介護を行った際、死亡日から一定期間算定
	72単位/日	死亡日以前45日以上31日以下
	144単位/日	死亡日以前4日以上30日以下
	680単位/日	死亡日以前2日又は3日
1280単位/日	死亡日	
退所前後訪問相談援助加算	460単位/回	入所中1～2回及び退所後1回程度
退所時相談援助加算	400単位/回	退所時1回限度
退所前連携加算	500単位/回	退所時1回限度
科学的介護推進体制加算	40単位/月	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚労省に提出している。
安全対策体制加算	20単位/月	担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている事業所を評価する加算。(入所時1回)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	基本利用単位+加減算 =総単位数×0.14	介護職員等の安定確保のため、処遇を改善することを目的とする加算